

被保険者各位

帝人グループ健康保険組合

12月2日以降の「マイナ保険証」と「資格確認書」について

平素は、健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力を頂いておりますこと厚く御礼申し上げます。

[2024年9月25日にお知らせ](#)しました通り、マイナンバーカードと健康保険証の一体化（以下、「マイナ保険証」）により、2024年12月2日から現行の健康保険証の新規発行が終了となります。

新規発行終了以降の運用や届出書類（異動届等）等について下記の通りご案内いたしますので、ご確認・ご対応くださいますようお願いいたします。

なお、2025年12月1日以降の取り扱いについては来年度以降ご案内いたします。

記

1. スケジュール

	2024年度			2025年度			
	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
マイナ保険証							
現行保険証							
資格確認書							
資格情報のお知らせ							

【2024/12/2 以降のポイント】

- ・2024/12/1 時点でお持ちの帝人グループ健康保険証は、資格情報に変更がない限り **2025/12/1** まで使用可能です。2025/12/2 以降は使用できなくなります。
- ・2024/12/2 以降に資格情報の変更（健保加入、転籍等）があった場合
原則「マイナ保険証」の利用となり、健保組合より「資格情報のお知らせ※1」を発行します。
ただしマイナ保険証を利用できない場合は「資格確認書※2」を健保組合から発行します。
※1 次ページ「2. 資格情報のお知らせについて」参照
※2 次ページ「3. 資格確認書について」参照
- ・保険証を紛失した場合
原則「マイナ保険証」の利用となります。ただしマイナ保険証を利用できない場合は「資格確認書」を健保組合から発行します。

次項にて「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」と「健保加入・加入者情報変更時の手続き」について説明いたします。

2. 「資格情報のお知らせ」について

(1) 「資格情報のお知らせ」とは？

- ・加入者が健康保険の資格情報を確認するためのものです。
- ・「マイナ保険証」が使用可能となったことのお知らせしています。

(2) 使用方法

① 資格情報を確認したい時

マイナンバーカードには資格情報の記載はありません。保険証廃止後はマイナポータルで確認することとなりますが、「資格情報のお知らせ」でも確認することができます。

② マイナ保険証が使用できない時

医療機関にカードリーダーがない場合や、カードリーダーの不具合等で「マイナ保険証」が読み取れない場合に、マイナ保険証とセットで提出すると受診が可能です。

※「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関を受診することができません。

3. 「資格確認書」について

(1) 「資格確認書」とは？

「マイナ保険証」を持っていない・使用できない方に発行する氏名・生年月日・被保険者等記号・番号等が記載されているカードです。
ただし、現行保険証をお持ちの方は発行しません。

<資格確認書の交付>

本人からの申請により交付します。

①被扶養者加入の場合

マイナ保険証登録を行っていない方、又は健保の資格取得後、至急（10日程度以内に※）医療機関の受診予定の方は「健康保険被扶養者異動届」の「資格確認書 要」で交付します。

※健保組合情報が国のシステムに登録されるまでマイナ保険証は利用できないため

②保険証紛失（2025/12/1まで）・氏名変更の場合

申請書をお送りしますので健保組合までお問合せください。

※「資格確認書交付申請書」の申請理由に該当した場合のみ交付します。

<有効期限>

2029年11月30日まで。以降5年ごとに更新となります。

(2) 使用方法

これまでの健康保険証と同様に、医療機関等での受診時に窓口へ提示することで受診ができます。

4. 「健保加入・加入者情報変更時の手続き」について

在籍会社によって手続き経路が異なりますので、詳しくは事業主にお問い合わせください。

5. 本件照会先

〒791-8530 愛媛県松山市北吉田町 77 番地（社内メール マジ北 健保）
帝人グループ健康保険組合
外線：089-972-3651 内線：807-2233/2234

（参考）マイナンバーカードに関するお問い合わせ

「マイナンバーカード総合サイト」<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

／以上



図 資格確認書イメージ